

大阪市では、「排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進」とともに、事業系ごみの適正区分・適正処理及び減量手法等に関する相談に対応するために「事業系ごみ相談窓口」を開設しています。

また、一般廃棄物処理手数料に関するお問い合わせにも対応しています。

事業系ごみ相談窓口：06-6630-3410

ウ. 普及啓発事業

(7) ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』に基づき、さまざまな取組みを実施しています。

○ ごみ減量市民フォーラムの開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての議論を深めるために、市民・事業者・NPO の参加のもと、ごみ減量市民フォーラムを開催しました。

開催回数 6回 参加者数 1,259名

○ 事業者リサイクルコンテストの実施

事業者による自主的なごみ減量・リサイクルの取組みを促進するため、事業者リサイクルコンテストを実施し、優秀な取組みを顕彰しました。

応募件数 9組 表彰件数 6組

○ 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」の取組み

平成21年12月12日に締結した「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」参加事業者・市民団体とともに「お買い物にはマイバックを!!」(啓発イベント)を開催しました。

開催回数 8回

○ ごみ減量・リサイクル情報サイト

インターネットを効果的に活用し、ごみ減量・リサイクルの取組みへの理解を深めていただいています。

ホームページ：

<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/genryou/index.html>

アクセス数 115,091件

○ 「ごみ減量強化月間」の取組み

10月を「ごみ減量強化月間」として、環境局が実施するイベントをはじめとして、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しました。

○ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

ごみ分別の必要性や本市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、ごみの焼却工場やリサイクル施設などの見学会を開催しました。

開催回数 15回 参加者数 434名

エ. ごみ減量・3Rの普及啓発施設における普及啓発事業

市民がごみ減量や3Rについて、パネル展示や自転車・家具等の展示提供、リサイクル教室等を通じて、楽しみながらごみの減量や3Rを学び実践できる場として、普及啓発施設を設置しています。

○ リサイクルプラザ赤川

旭区赤川1-3-21

○ リサイクルプラザ塩草

浪速区塩草2-1-1

ホームページ：

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000008820.html>

オ. ごみ減量キャンペーン

・都市減量化・資源化共同キャンペーン

政令指定都市と東京23特別区が共同でポスターなどを作製し、毎年10月に一斉掲出しています。

・区民まつりへの参加

各区の区民まつりに啓発コーナーを設置し、ごみ減量や3Rについての啓発をしています。

・各種イベントにおけるごみ減量・リサイクルコーナーの運営

地域における各種イベントに参加し、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

・ガレージセールの開催

家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

平成 22 年度：13 回開催、出店数 1,382 店、
入場者数 35,635 名

・料理教室

調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに開催しています。

平成 22 年度：19 回開催 延べ 453 名参加

・廃棄物問題講座の開催

10 名以上の団体からの申し込みにより、ごみの減量などの廃棄物問題に関するテーマに応じた講師を派遣する出張講座を実施しています。

平成 22 年度：5 回開催 延べ 266 名参加

カ. 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物等減量推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」を設置し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

② 一般廃棄物の適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破碎等の中間処理施設の整備を図っています。

ア. ごみの中間処理

ごみの中間処理には、焼却・破碎・高速堆肥化等がありますが、可能な限りごみの資源化を行ったのち、中間処理しなければならない廃棄物については、衛生的処理、減量減容化の面で焼却処理が他の処理方法に比して最も優れていると考えられます。

大阪市では、焼却が必要なごみの全量焼却体制を維持しており、また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大正工場に破碎施設を設置するとともに、舞洲工場にも破碎設備を併設し、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるよう、常に整備に留意し、公害防止に万全を期しています。

イ. 最終処分

北港処分地（夢洲）は大阪市にとって唯一、独自の最終処分地であり、廃棄物の減量・減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効な活用に努めるとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。

廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」（174 地方公共団体、4 港湾管理者が出資 平成 23 年 4 月現在）に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っています。